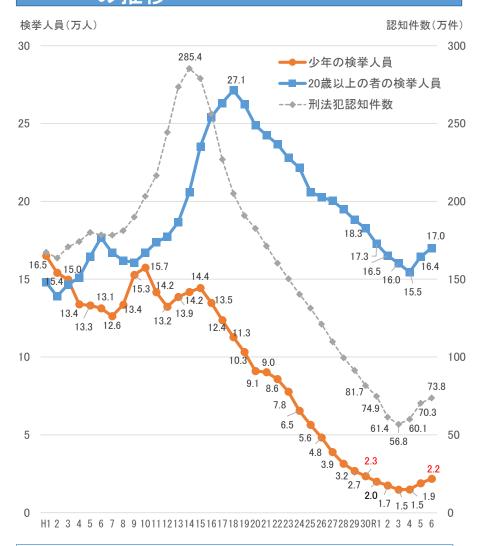
少年非行

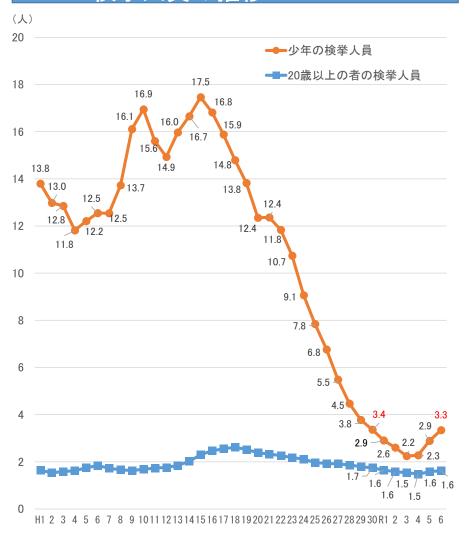
※「少年」とは、20歳未満の者

1-1. 刑法犯少年の検挙人員と認知件数 の推移



刑法犯少年の検挙人員は、戦後最少であった 令和3年から3年連続で増加し、令和6年は平成 30年の水準に接近。今後の動向について注視す べき状況

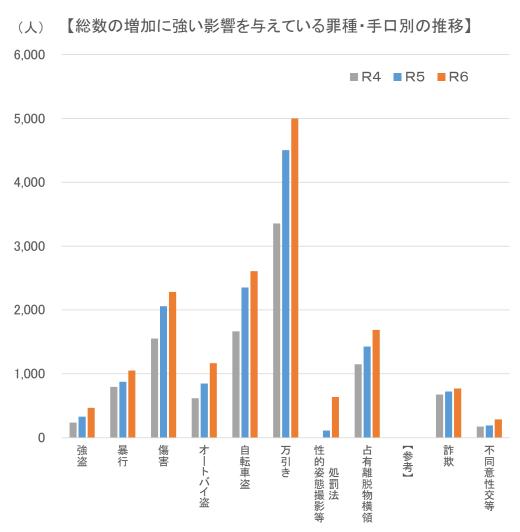
1-2. 人口千人当たりの刑法犯少年の 検挙人員の推移



人口千人当たりの検挙人員は20歳以上の者が 前年からほぼ横ばいである一方、少年は令和3年 から3年連続で増加し、令和6年は平成30年の水 準に接近

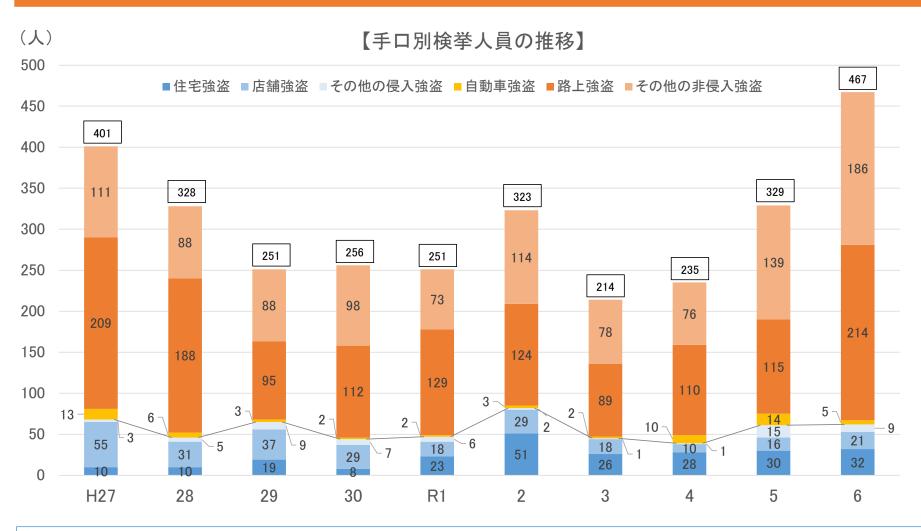
1-3. 刑法犯少年の包括罪種・手口別検挙人員

年 罪種		R 4	R 5	R 6	増加数	増加率 (%)
刑法	厄 少 年 検 挙 人 員	14, 887	18, 949	21, 762	2, 813	14. 8
M	悪犯	495	606	838	232	38. 3
	殺 人	49	43	55	12	27. 9
	強盗	235	329	467	138	41. 9
	不同意性交等	173	191	286	95	49. 7
粗	暴犯	2, 844	3, 570	3, 998	428	12. 0
	暴 行	796	875	1, 052	177	20. 2
	傷害	1, 552	2, 058	2, 282	224	10. 9
窃	盗犯	7, 503	9, 855	11, 085	1, 230	12. 5
	オートバイ盗	616	848	1, 167	319	37. 6
	自 転 車 盗	1, 665	2, 352	2, 608	256	10. 9
	万 引 き	3, 354	4, 503	4, 999	496	11.0
知	能 犯	750	796	848	52	6. 5
	詐 欺	675	723	769	46	6. 4
風	俗犯	477	636	1, 220	584	91.8
	不同意わいせつ	313	349	424	75	21.5
	性的姿態撮影等処 罰 法		111	638	527	474. 8
そ	の他の刑法犯	2, 818	3, 486	3, 773	287	8. 2
	占有離脱物横領	1, 148	1, 427	1, 688	261	18. 3



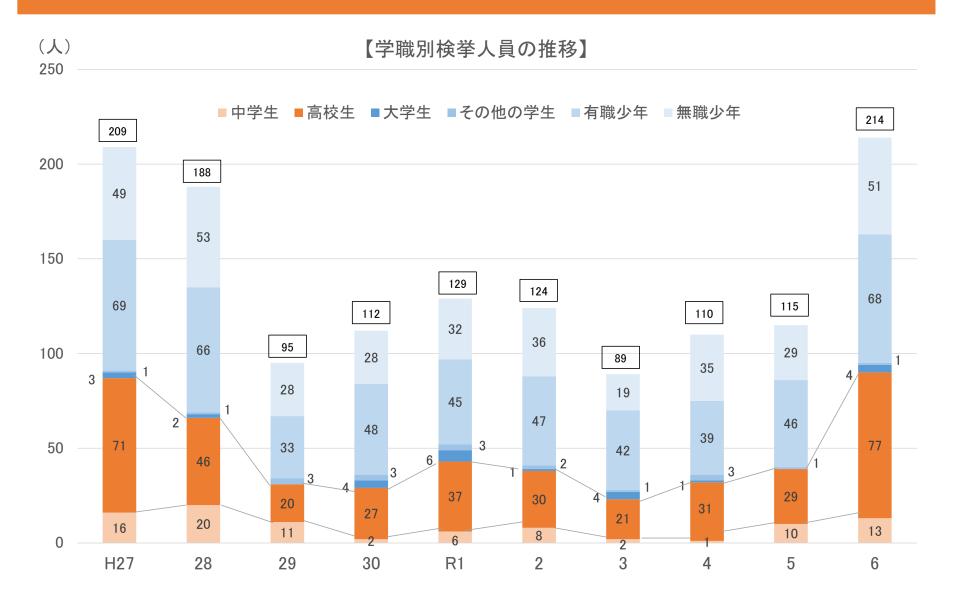
包括罪種別では全罪種で前年より増加。罪種・手口別でみると、強盗、暴行、傷害、オートバイ盗、自転車盗、 万引き、性的姿態撮影等処罰法違反及び占有離脱物横領の増加が検挙人員総数の増加に強く影響

トピックス①-1 強盗



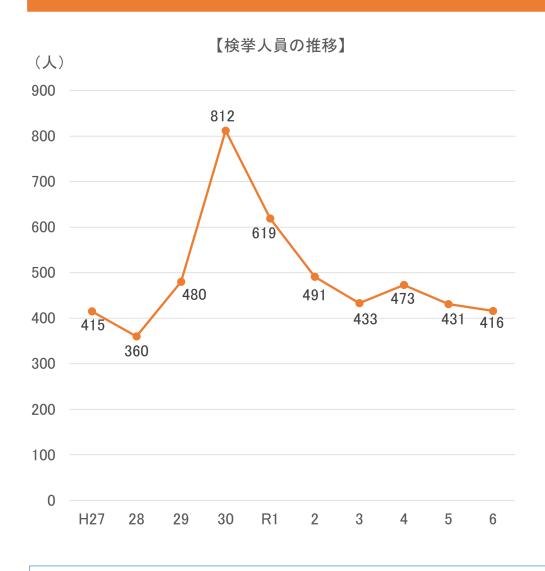
少年の強盗での検挙人員は近年増加傾向。手口別でみると住宅強盗を含めた侵入強盗の推移はほぼ 横ばいである一方、非侵入強盗の増加率が高くなっており、特に路上強盗は前年比で約9割増加

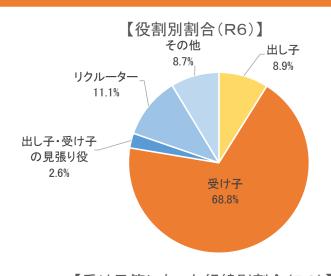
トピックス①-2 路上強盗



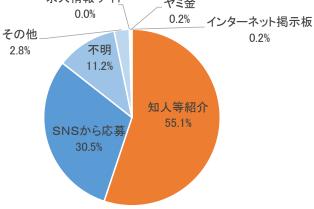
少年の路上強盗での検挙人員は16歳及び17歳が大きく増加しており、学職別でみると、特に高校生の増加が顕著で、検挙人員総数の増加に強く影響

トピックス② 特殊詐欺





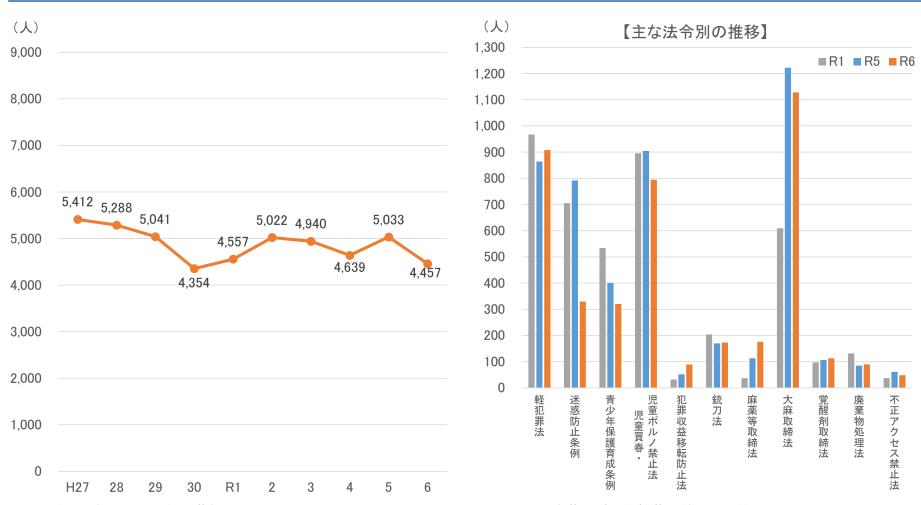




- ※「受け子等」とは指示役・主犯を除く役割をいう。
- ※ 犯行時20歳未満で処理時20歳以上の者を含み、総数は430人である。

少年の特殊詐欺での検挙人員は減少傾向にあるも依然として高水準。役割別でみると受け子の割合が 最も高く約7割を占めており、受け子等になった経緯別でみると他の年代では「SNSから応募」の割合が最 も高いのに対し、少年は「知人等紹介」の割合が最も高く約6割

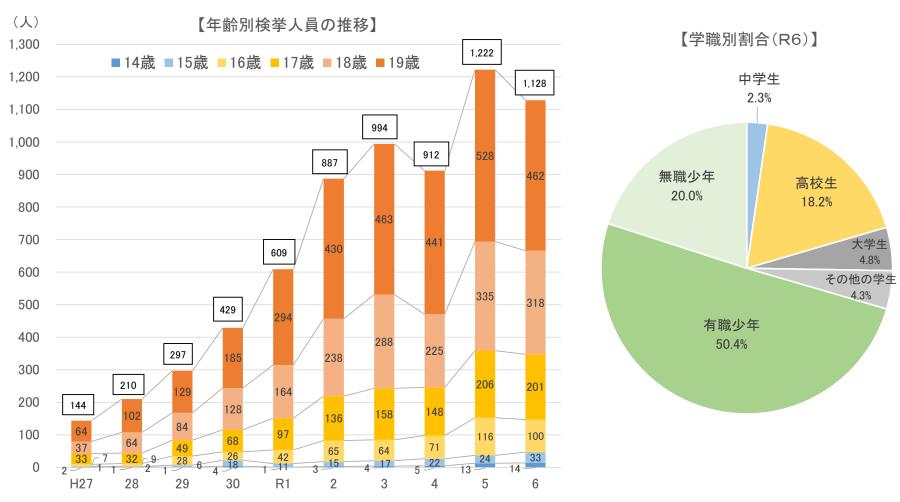
1-4. 特別法犯少年の検挙人員の推移



※ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪については、規制薬物の種類に応じて、麻薬等取締法、大麻取締法及び覚醒剤取締法の罪に含めている。

特別法犯少年の検挙人員は前年3年ぶりに増加したが、迷惑防止条例違反、青少年保護育成条例違反、 児童買春・児童ポルノ禁止法違反、大麻事犯等の減少により令和6年は約1割減少

トピックス③ 大麻事犯



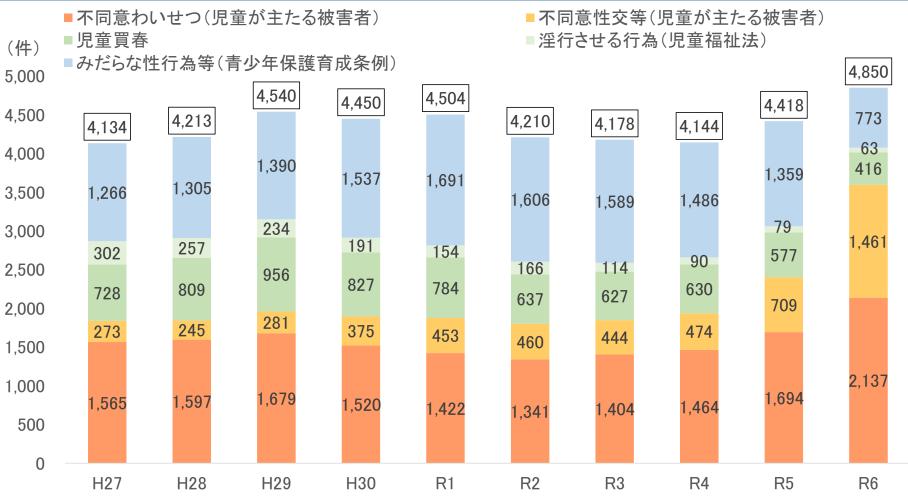
※ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪については、規制薬物の種類に応じて、大麻取締法の罪に含めている。

少年の大麻事犯での検挙人員は過去最多となった令和5年からやや減少したものの依然として高水準。 年齢別でみると16歳を境に検挙人員が多くなり、学職別でみると有職少年の割合が最も高く約5割

子供の性被害

※「子供」、「児童」とは、18歳未満の者

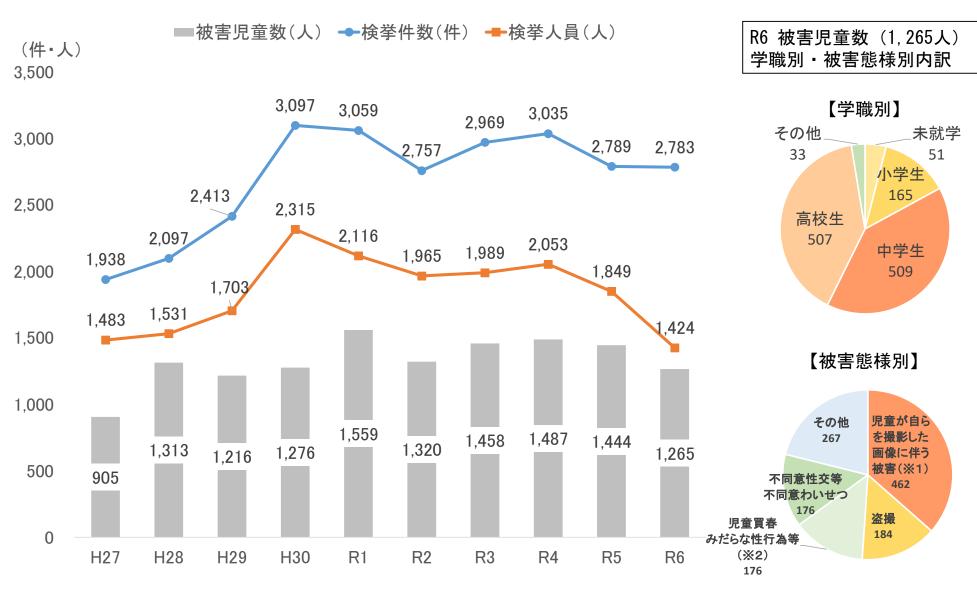
2-1.【児童買春事犯等】 検挙件数の推移



※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない。 ※ 件数は、被疑者の行為数によるところ、刑法第54条第1項前段(観念的競合)に該当し、刑法犯と特別法犯が競合する場合は各別に計上

児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつが近年増加傾向にあり、その結果、 令和6年は2年連続増加し、過去10年で最多

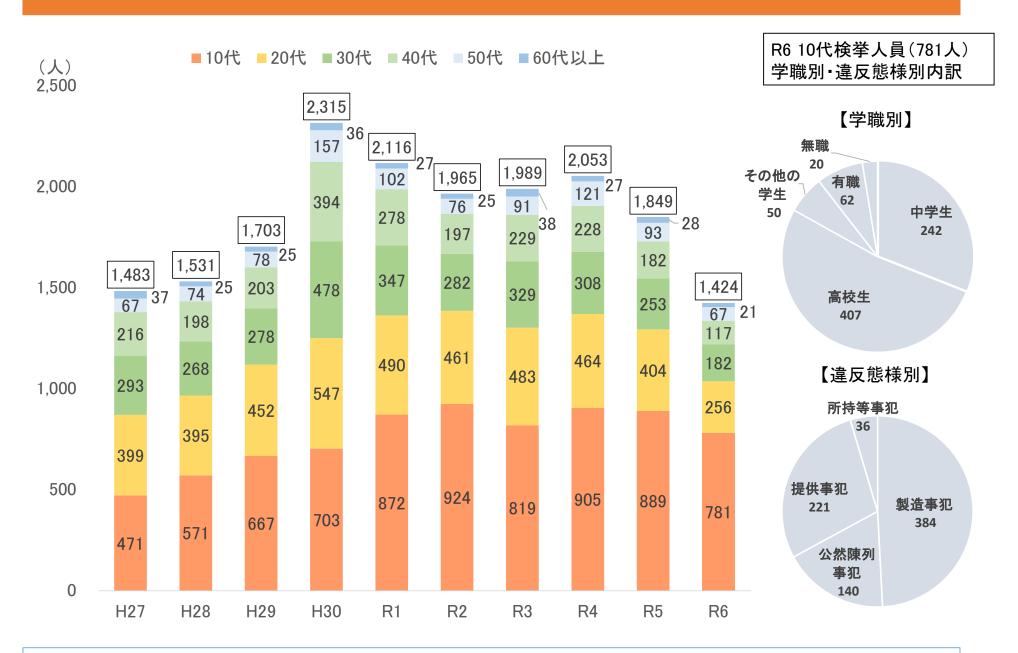
2-2. 【児童ポルノ事犯】検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる形態の被害 ※2 「みだらな性行為等」は、青少年保護育成条例に規定する罪

令和6年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、2年連続減少したが、引き続き 高水準

トピックス①【児童ポルノ事犯】年代別検挙人員の推移



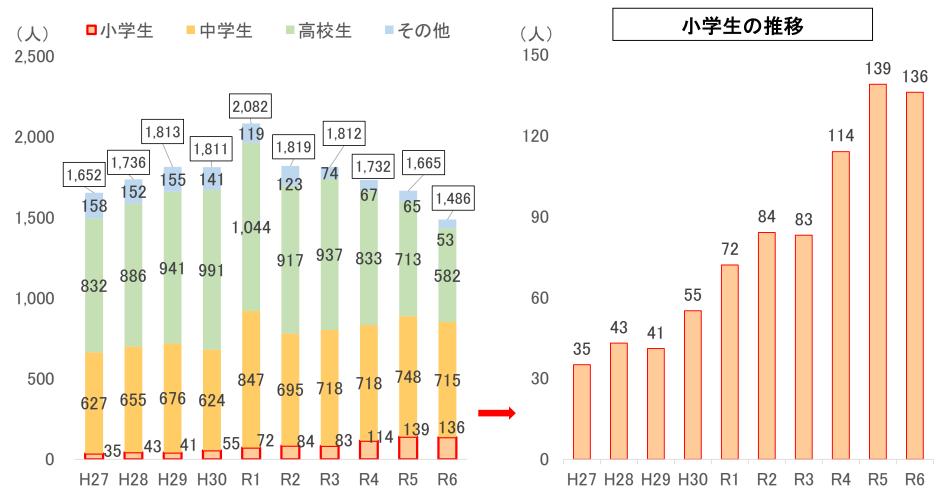
令和6年における児童ポルノ事犯の年代別検挙人員は、過去10年で増加が目立った10代の検挙人員を含め、いずれの年代も前年から減少

2-3.【改正刑法等】 令和6年における面会要求等及び20歳未満の被害者に係る 性的姿態撮影等処罰法違反の検挙件数・検挙人員・被害者数

罪る								検挙件数	検挙人員	被害者数		
16	歳	未	満に	対す	る i	面 会	要	求	等	134	56	82
	わ	い	世 ·	つ 目	的	面 :	会	要	求	34	17	24
	わ	い	난	つ	目	的	Ī	<u> </u>	会	25	11	14
	映	•	像	送	信		要		求	75	28	44
性	的	姿 (2	態 攝 0歳未満	最 影 歯の被害	等 処 '者に係	•	法))	違	反	3,201	2,064	2,902
	性_	的]	交	影	等	撮		影	3,132	2,043	2,885
	文	寸象 ′	性的多	と 態 等	の撮	影(て	トそ	かし	()	2,750	1,962	2,452
	文	寸 象	性的	姿態等	手の指	最影(不	同意	意)	51	14	49
	文	寸 象	性的	姿 態	等の	撮影	(誤信		3	1	2
	1	6歳ま	€満の:	者に対	する性	的姿	態等	の指	影	328	66	382
	そ		D	他	提		供		等	69	21	17

実際の性犯罪に至る前の段階の行為を処罰するため令和5年に新設された刑法規定(16歳未満に対する面会要求等)を適用して134件検挙。性的姿態撮影等処罰法違反は、3,201件検挙

2-4.【SNSに起因する事犯】学職別被害児童数の推移



- ※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。
- ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
- ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
- ※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年から5年連続減少しているものの、依然として高い水準で推移。学職別では、令和6年における小学生の被害児童数は、平成27年に比べて3倍以上に増加

2-5.【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移

■重要犯罪等

■性的姿態撮影等処罰法違反 ■面会要求等

■児童買春

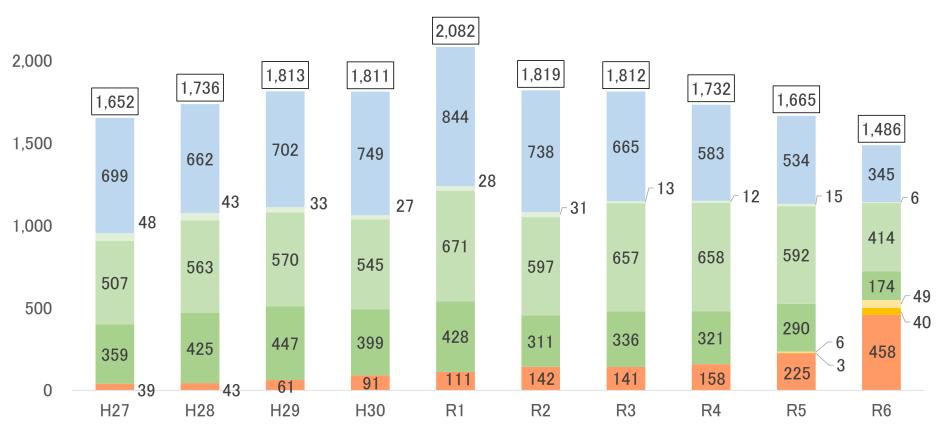
■児童ポルノ

■児童福祉法違反

(人)

■青少年保護育成条例違反

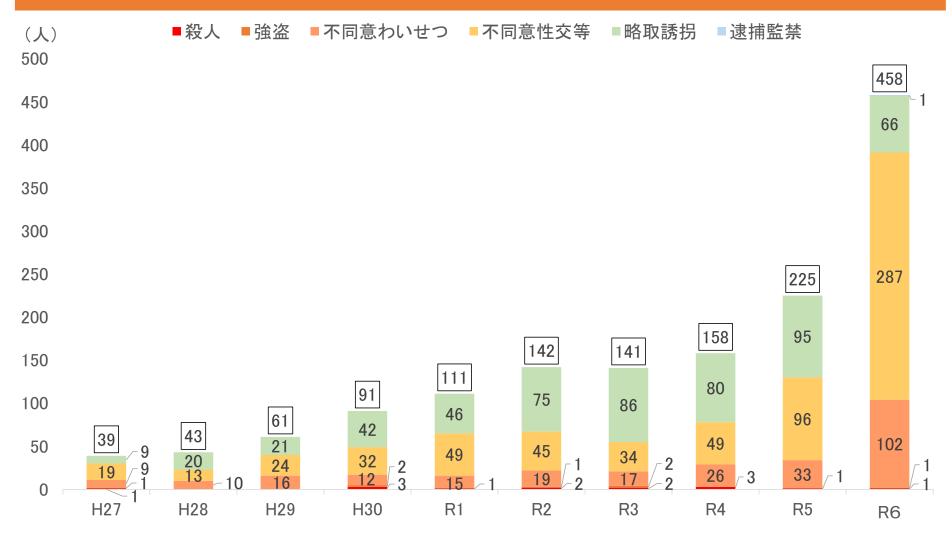
2,500



- ※ SNSとは、本統計では、通信(オンライン)ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。
- ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
- ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
- ※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

SNSに起因する事犯の被害児童数は、罪種別では、青少年保護育成条例違反が減少傾向にある一方、重要犯罪等が増加傾向

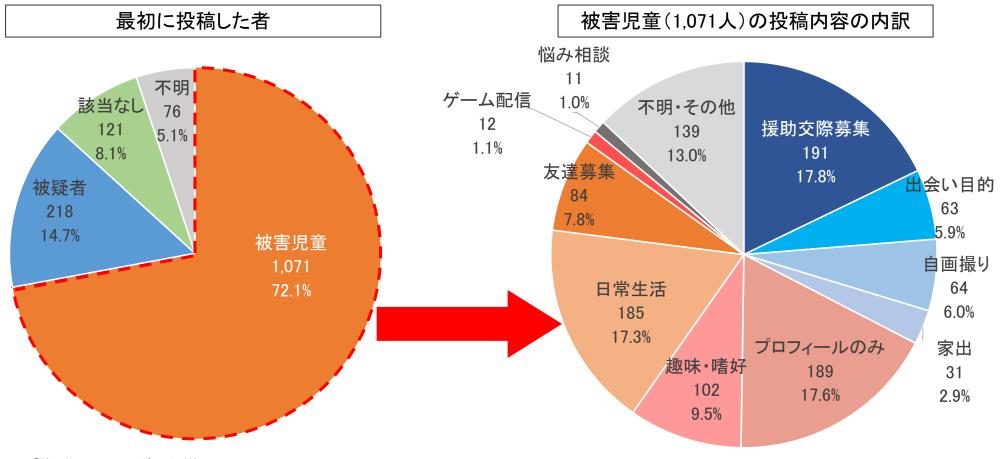
トピックス②【SNSに起因する事犯】 重要犯罪等の被害児童数の推移



- ※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。
- ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
- ※ 重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁
- ※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

SNSに起因する事犯の被害児童数のうち重要犯罪等は、不同意性交等、不同意わいせつ及び略取誘拐が大半

トピックス③【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳



- ※「該当なし」とは、ランダム通話等
- ※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。
- ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
- ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意 わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪
- ※ 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和6年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が約7割。その投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」など、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくいものが約半数

3. 少年の非行防止及び子供の性被害防止に向けた取組

1 少年の非行防止等に向けた取組

■ 少年の犯罪加担防止に向けた広報啓発

- 各種学校と連携した非行防止教室、少年警察ボランティア等と連携した街頭活動、関係機関と連携した 少年院等における講話等のあらゆる機会を捉えた啓発
- O SNS等の積極活用
- 少年非行情勢の変容を踏まえた非行集団等に対する実態把握及び対策
- 〇 関係部門と連携した実態把握及び総合的な分析
- 事件検挙等を通じた「匿名・流動型犯罪グループ」からの離脱に向けた立ち直り支援活動
- の 過量服薬に関連した少年の非行及び犯罪被害の防止対策

2 子供の性被害防止に向けた取組

■ 業界団体や事業者との連携

- 〇 (一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構(SMAJ)と連携し、SNS事業者における自主的取組への支援
- オンラインゲームに起因する被害リスクの周知と、事業者における取組等の協力要請
- 一般ホテル·旅館、ラブホテル等に対する注意喚起や再発防止に向けた指導

■ SNS上の不適切な書込に対する注意喚起・警告活動

○ 児童買春の相手方を求める児童や、家出を企図する児童に宿泊先の提供を持ち掛ける誘引者など、 SNS上で不適切な投稿を行う者に対する注意喚起・警告メッセージの発信

■ 国際連携

○ オンライン上の児童の性的搾取事犯への的確な対処に向けた外国機関等との連携強化

文科省、こども家庭庁と 連 携 し た 広 報 啓 発



小学生のスマートフォン 利用を念頭に置いた 広報啓発

